

☆該当する世帯のみ必要な書類

		チェック欄
公立保育所・認可保育園への申し込みを行わず、認可外保育施設等を利用した場合	◎保育施設等利用申し込み等の不実施に係る理由書	☐
ひとり親世帯の方	下記の①～④のうち、いずれか1つ ①戸籍謄本 ②母子父子医療費受給者証の写し ③児童扶養手当受給者証の写し ④遺族年金受給者の写し	☐
読谷村に住所登録をしていない方 (外国籍の方)	下記の①と、②～③のうち、いずれか1つ ①パスポートorID（氏名・生年月日の記載があるもの） + ②アパートの契約書 ③公共料金の支払い通知書（住所、お名前の記入あり）	☐
令和7年1月1日時点、読谷村に住民登録がない方で、 0歳～2歳児のこどもの認定を申請する場合 ・令和7年1月2日以降に読谷村に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が読谷村にない方	下記の①～②のうち、いずれか1つ ①世帯の令和7年度 課税証明書 ※市区町村民税の「均等割・所得割」が確認できるもの ※令和7年1月1日時点の居住所の市町村が発行するもの ②個人番号が確認できる書類（マイナンバーカード等） ※マイナンバー通知カードや個人番号記載の住民票の写しの場合、本人確認できる書類（運転免許証、パスポート）の提出が必要	☐
生活保護世帯の方で、0歳～2歳児の子どもの認定を申請する場合	被保護証明書	☐
軍人・軍属の方で0歳～2歳児の子どもの認定を申請する場合	前年度中の収入が確認できる書類 (2023年 W-2の写しなど)	☐

■支給上限額

児童の年齢 世帯の課税状況	利用している施設・利用を予定している施設				
	新制度移行幼稚園		新制度未移行幼稚園		認可外 保育施設等※1
	教育時間 + 預かり保育※2		教育時間 + 預かり保育※2		複数施設 利用可能
3～5歳児クラス 満3歳を迎えた 次の4/1以降3年間	○	○要申請 1日450円×利用日数 新2号)	○要申請 月額上限25,700円 新1号)	○要申請 1日450円×利用日数 新2号)	○要申請 月額上限37,000円 新2号)
満3歳児 満3歳になった日から 最初の3/31まで	○	対象外	○要申請 月額上限25,700円 新1号)	対象外	
市町村民税非課税世帯の 満3歳児 満3歳になった日から 最初の3/31まで	○	○要申請 1日450円×利用日数 新3号)	○要申請 月額上限25,700円 新1号)	○要申請 1日450円×利用日数 新3号)	
市町村民税非課税世帯の 0～2歳児クラス					○要申請 月額上限42,000円 新3号)

・「○」については無償化の対象部分です。「要申請」と記載のない箇所は、読谷村へ申請する必要はありません。

・新2号及び新3号については「**保育の必要性**」について確認いたします。

・給食費など保育料以外の費用は無償化対象外となっています。

※1 認可外保育施設等とは・・・

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のことです。

※2 預かり保育の新2号の月額上限額は11,300円。新3号の月額上限額は16,300円。

認可外保育施設を利用している方へ

通っている認可外保育施設の保育料と合わせて、一時預かり保育、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用した場合も

